

(案)

パソコン及び周辺機器賃貸借契約書

(「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく契約)

(公財) 沖縄県農業振興公社理事長 (以下「甲」という。) と ○○○○○○○○
○○ (以下「乙」という。) とは、パソコン及び周辺機器賃貸借契約 (以下「機械」という。) 賃貸借及び保守に関して次のとおり契約を締結し、この契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、記名押印の上、各その1通を保有する。

(目 的)

第1条 この契約書は、機械を甲が常時正常な状態で稼動し得るように、乙が保守し、甲の使用に供することを目的とする。

(契約期間)

第2条 契約期間は、令和7年4月1日から令和11年3月31日までとする。

(契約対象機械及び設置場所)

第3条 この契約の対象とする機械及び設置場所は、別紙物件明細のとおりとする。

2 やむを得ない理由により引渡日に間に合わない場合は、代替機器により対応するものとする。

(賃貸借料)

第4条 機械の賃貸借料金 (保守料金込) は、総額 円 (月額 円) とする。

(うち取引にかかる消費税額及び地方消費税額総額 円、月額 円とする。)

(注) 「取引にかかる消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、算出したもので、賃貸借料に110分の10を乗じて得た額である。

2 前項に定める賃貸借契約総額の年度別内訳を以下のとおりとする。

令和7年度 年額	円 (月額	円×12ヶ月)
令和8年度 年額	円 (月額	円×12ヶ月)
令和9年度 年額	円 (月額	円×12ヶ月)
令和10年度 年額	円 (月額	円×12ヶ月)

(消費税額等)

第5条 甲は、賃借料に係る消費税額及び地方消費税額を乙に支払うものとする。

2 消費税額及び地方消費税額は、将来においてその税率が変更された場合は、当該変更後の税率に基づき増額又は減額されるものとする。

(支払条件)

第6条 前2条に定める賃貸借料は毎月払いとし、乙は毎月末日において甲の確認を受けて、翌月14日までに当該料金を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙から前項による適正な請求書を受領した日から起算して30日以内に当該料金を乙に支払うものとする。

(保 守)

第7条 乙は、甲が機械を常時正常な状態で使用できるように点検調整を行うものとする。

2 乙は、機械が故障した場合、甲の要請により、速やかに保守技術要員を派遣して修理に着手し、正常な状態に回復させなければならない。

3 機械の保守及び機械の一切の瑕疵については、乙がその責任を負うものとする。

4 甲は、機械の保守が円滑に行われるよう、派遣する保守技術要員に対し、必要な協力を行うものとする。

(機械の保管及び使用方法)

第8条 甲は、機械が乙の所有であることを示す表示等を毀損する等、機械の現状を変更するような行為をしてはならない。

(保 険)

第9条 乙は、乙の費用で機械に動産総合保険を付保するものとする。

(契約保証金)

第10条 契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の10以上とする。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の項目に該当する場合は免除とする。

(損害賠償)

第11条 乙は、甲が故意か又は重過失によって機械に損害を与えた場合は、その賠償を甲に請求することができる。

2 甲又は乙は、天災地変その他不可抗力により物件の損害を受けた場合は、相手方にその賠償を請求できない。

(機密の保持)

第12条 乙及び乙が指定する第三者は、保守の実施にあたって知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏らす等、他の目的に利用してはならない。

2 乙は、契約の解除又は契約の終了によって撤去するパソコン内の残存データを消去しなければならない。

(個人情報の保護)

第13条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(契約の解除)

第14条 甲は、契約期間中であっても、この契約を締結した翌年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、契約内容等の見直しなどにより予算の範囲内における変更契約の可能性などについても甲乙十分に協議を行ったうえで、この契約を継続することが困難である場合に限りこの契約を解除することができる。

2 甲又は乙は、相手方が正当な理由なくこの契約の条項に違反したときは、文書をもって通知し、直ちにこの契約を解除することができる。

(機械の返還)

第15条 第2条によりこの契約が終了し、又は第14条により解除した場合、甲は機械を速やかに乙に返還しなければならない。

(契約内容の変更等)

第16条 この契約期間終了までの間において必要があるときは、甲乙協議の上、この契約の内容を変更することができる。

(裁判管轄)

第17条 本契約に関して紛争が生じた場合には、那覇地方裁判所を管轄裁判所とする。

(その他)

第18条 乙は、この契約条項のほか、公益財団法人沖縄県農業振興公社会計処理規程を厳守するものとする。

第19条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

令和 年 月 日

甲 沖縄県島尻郡南風原町字本部453番地3
公益財団法人沖縄県農業振興公社
理事長名

乙

別紙 物件明細

1 パソコン及び周辺機器の構成及び数量

機器	付属等	数量

2 設置場所

設 置 場 所	パソコン及び周辺機器	数量

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(適正な管理)

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定)

第4 乙は、甲の特定する作業場所において、個人情報を取り扱うものとする。特定した作業場所から当該個人情報を持ち出すことは、厳禁とする。

(収集の制限)

第5 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第6 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(事務従事者への周知)

第8 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、沖縄県個人情報保護条例により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による個人情報取扱事務について自ら行うものとし、第三者にその取扱いを委託してはならない。ただし、甲が承諾した場合はこの限りでない。

(資料等の返還等)

第10 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(調査)

第11 乙は、この契約による事務を行うにあたり取り扱っている個人情報の状況について、甲の求めがあった場合は、随時調査報告することとする。

(事故発生時における報告)

第12 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第13 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反したことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない

(契約の解除)

第14 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約を解除することができる。